

気候変動適応法の概要

平成30年6月13日公布

- 温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪。
- 本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹

米の白未熟粒(右)
みかんの浮皮症(右)

豪雨の増加

日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

熱中症患者の増加

熱中症・感染症

災害・異常気象

ヒトスジシマカの分布北上(デング熱の媒介生物)

生態系

サンゴの白化

(出典: 気候変動監視レポート2016(気象庁))

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

※施行期日:6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日。ただし、施行前に気候変動適応計画を策定することができる。

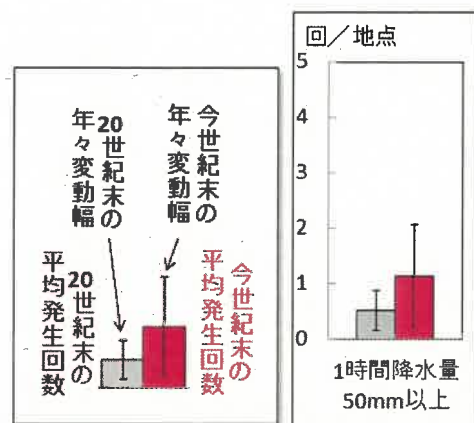
福岡県の気候のこれまでとこれから

※本リーフレットでは、現状の対策のままで温室効果ガスの排出が続いた場合の予測結果を掲載しています。

これから
(将来予測)

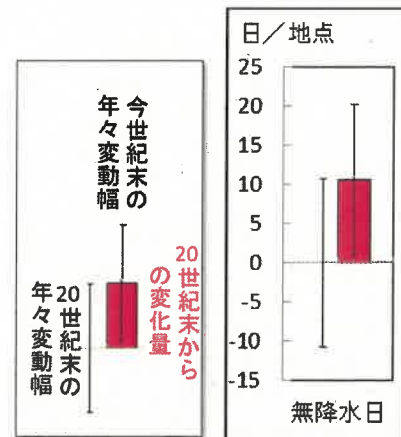
今世紀末には大雨の回数が2倍以上、
雨の降らない日も増加

福岡市 (福岡管区气象台に おいて観測した値)	20世紀末の非常に激しい雨の 年間発生回数 (1980~1999年の平均)	20世紀末の雨の降らない日の 年間日数 (1980~1999年の平均)
	0.4回	251.7日



非常に激しい雨の年間発生回数の変化
(福岡県)

灰色の棒グラフは20世紀末、赤色の棒グラフは今世紀末における1地点あたりの年間発生回数。細い縦線は年々変動の標準偏差。



雨の降らない日の年間日数の変化
(福岡県)

赤色の棒グラフは今世紀末と20世紀末との差、細い縦線は年々変動の標準偏差(左:20世紀末、右:今世紀末)

雨の降り方が激しくなる一方で、降らない日も増えることから、
雨の降り方が極端化することが見込まれます。



⇒洪水、浸水、土砂災害などの
自然災害リスクの増大と水不足
のリスクの増大が懸念されます。



気候のこれから(将来予測)の詳しいデータは、气象台ホームページの「九州・山口県の地球温暖化予測情報第2巻」に掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/kaiyo/chikyu/report/report.html>

※「非常に激しい雨」とは、1時間降水量50mm以上の雨(滝のように降る雨)を指します。
※「雨の降らない日」とは、日降水量が1mm未満の日(無降水日)を指します。

福岡管区气象台
平成30年10月発行 4

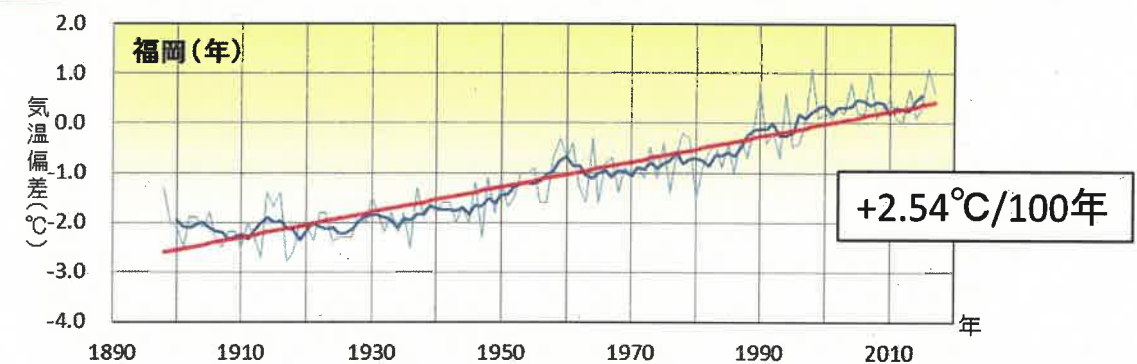
このリーフレットは印刷用の紙へリサイクルできます。

これまで
(長期変化傾向)

福岡県でも地球温暖化が進行中

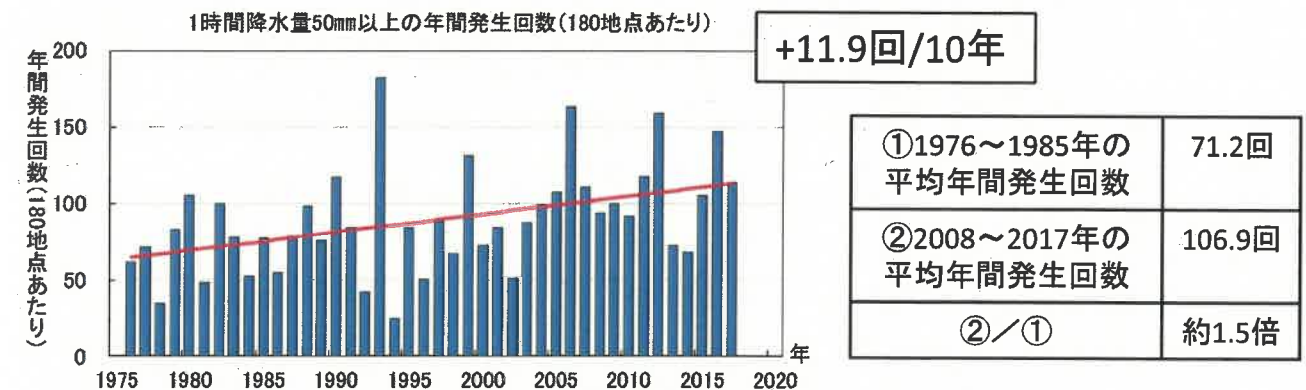
地球温暖化による影響は、自然災害、健康、農林水産業、水資源、生態系といった様々な分野に及ぶとともに、地域の気候特性によって現れ方が異なるため、県や市町村ごとの地域や分野に応じた適応が求められます。

本リーフレットが、地球温暖化の影響を回避・軽減するための対策(適応策)や、地球温暖化に関して理解を深めるための基礎資料として広く活用いただければ幸いです。



福岡市の年平均気温の経年変化

青の細線:各年の年平均気温の基準値(1981~2010年の30年平均値)からの偏差、
青の太線:5年移動平均、赤の直線:長期変化傾向。統計期間:1898~2017年。



九州・山口県の非常に激しい雨の年間発生回数の経年変化

青の棒グラフ:各年の年間発生回数(九州・山口県の現在のおおよそのアメダス地点数である180地点あたりに換算した値)、赤の直線:長期変化傾向。統計期間:1976~2017年。

①1976~1985年の 平均年間発生回数	71.2回
②2008~2017年の 平均年間発生回数	106.9回
②/①	約1.5倍



気候のこれまで(長期変化傾向)の最新データは、气象台ホームページの「九州・山口県の気候変動監視レポート」に掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/kaiyo/chikyu/report/report.html>

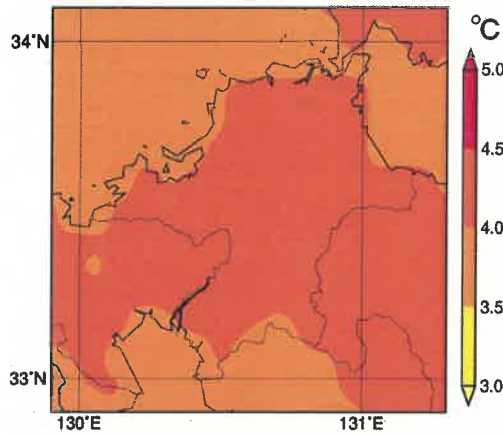


福岡管区气象台 地球環境・海洋課(福岡市中央区大濠1-2-36 電話:092-725-3613)

※本リーフレットでは、現状の対策のままで温室効果ガスの排出が続いた場合の予測結果を掲載しています。

これから
(将来予測)

今世紀末には気温が4℃以上上昇

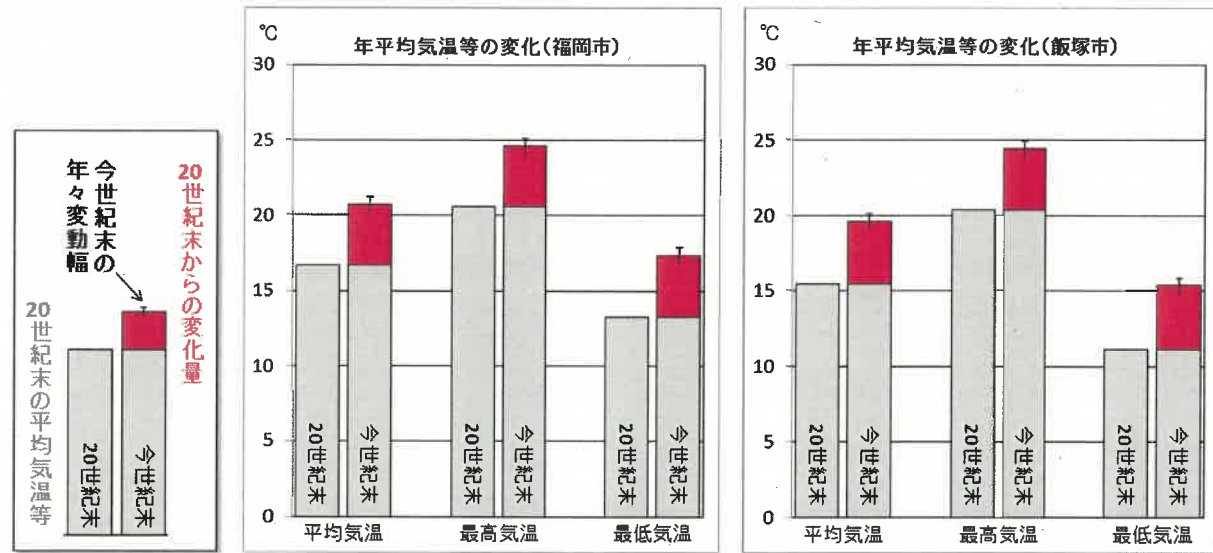


	福岡市	飯塚市
①20世紀末の年平均気温 (1980～1999年の平均)	16.7℃	15.5℃
②年平均気温の将来変化 (今世紀末と20世紀末との差)	4.1℃上昇	4.2℃上昇
①+②	約21℃	約20℃

年平均気温の変化(福岡県)

今世紀末と20世紀末との差。特定の狭い領域の変化傾向にとらわれることなく、福岡県の平均的な変化傾向を把握してください。

※鹿児島県奄美市の年平均気温の平年値 21.6℃ (1981～2010年の平均) に近い値になることに相当します。



年平均気温等の変化(福岡市、飯塚市)

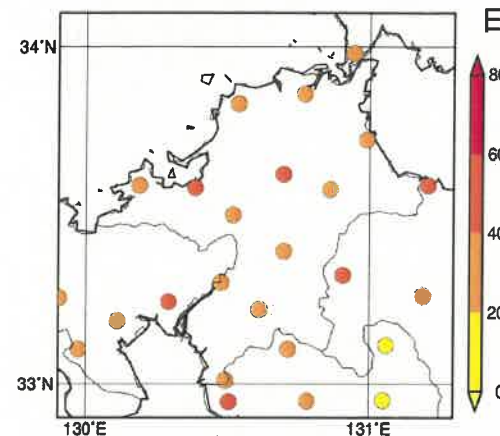
灰色の棒グラフは20世紀末の平均気温等の平均値。赤色の棒グラフは今世紀末と20世紀末との差。細い縦線は今世紀末の年々変動の標準偏差。

⇒生態系等への影響が懸念されます。

※「現状の対策のままで温室効果ガスの排出が続いた場合」とは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書で用いられたRCP8.5シナリオを指します。
※「20世紀末」とは1980～1999年、「今世紀末」とは2076～2095年を指します。

これから
(将来予測)

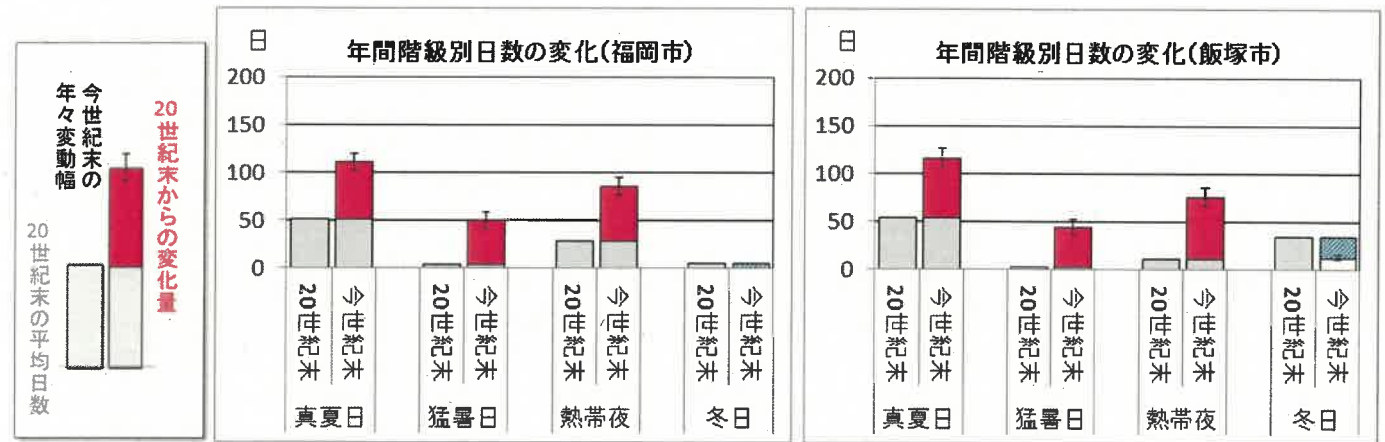
今世紀末には猛暑日が40日以上に



	福岡市	飯塚市
①20世紀末の猛暑日日数 (1980～1999年の平均)	4.6日	3.1日
②猛暑日日数の将来変化 (今世紀末と20世紀末との差)	46日増加	41日増加
①+②	約51日	約44日

猛暑日の年間日数の変化(福岡県)

今世紀末と20世紀末との差



猛暑日等の年間日数の変化(福岡市、飯塚市)

灰色の棒グラフは20世紀末の年間観測日数の平均値。赤色または青色の棒グラフは今世紀末と20世紀末との差で、赤は増加、薄い青は減少。細い縦線は今世紀末の年々変動の標準偏差。



⇒熱中症のリスクの増大が懸念されます。



気候のこれから(将来予測)の詳しいデータは、気象台ホームページの「九州・山口県の地球温暖化予測情報第2巻」に掲載していますので、是非ご活用ください。

<https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/kaiyo/chikyu/report/report.html>

※「真夏日」とは最高気温が30℃以上の日、「猛暑日」とは最高気温が35℃以上の日を指します。
※「熱帯夜」とは最低気温が25℃以上の日、「冬日」とは最低気温が0℃未満の日を指します。

福岡県気候変動適応センター及び地域気候変動適応計画について

1 背景

＜気候変動に関する県民の関心の高まり＞

- ・ 集中豪雨による災害の増加や、熱中症・感染症など健康面への影響、農作物の収穫量や品質への影響など、地球温暖化の影響について県民の多くが不安を持っている。
（「県政モニターアンケート」平成 29 年 7 月実施）

【不安に思う地球温暖化の影響(ベスト5)】

集中豪雨による災害の増加	243
熱中症や感染症などの健康面への影響	154
農産物の収穫量や品質への影響	126
気温上昇による動植物の絶滅	68
海面上昇による高潮被害の増加	56

※県政モニターアンケート結果(H29.7 n:352人)

＜新法の制定＞

- ・ 国は、農業・防災等の各分野における気候変動適応をさらに推進するため、「気候変動適応法」を制定（昨年 12 月 1 日に施行）。国の「気候変動適応計画」を策定するとともに、国立環境研究所に「気候変動適応センター」を設けた。
- ・ 同法では、地方においても、「地域気候変動適応計画」の策定と、「地域気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）の設置に努めることとされている。

2 適応センター設置の必要性

- ・ 平成 29 年 3 月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画」において、省エネルギーなどの緩和策に加え「適応策」について盛り込み、(1)農林水産業、(2)水資源、(3)自然生態系、(4)自然災害、(5)健康の各分野において、施策・事業に取り組んでいる。
- ・ 今後は、気候変動適応法が求める県の役割を踏まえ、県計画の内容について検証を行うとともに、本県の実情に応じた、より効果的、効率的な「適応策」を推進することにより、気候変動の影響による被害の防止・軽減に取り組む必要がある。
- ・ これらの推進にあたっては、気候変動の予測とその影響に関する専門的な情報、先進事例等を収集・整理し、各部局や市町村などの関係機関に提供していく体制の整備（適応センターの設置）が必要である。

3 対応方針

1 地域気候変動適応センター

福岡県保健環境研究所内に福岡県気候変動適応センターを設置し（8 月上旬予定）、次の施策を推進する。

(1) 気候変動情報の収集・分析・提供

- ・ 福岡管区气象台及び国の「気候変動適応センター」とも連携しながら、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応策に関する情報や先進事例等を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に提供する。

(2) 気候変動適応推進協議会の開催

- 気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、气象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るための協議会を開催する。
- 〈メンバー〉専門家（環境政策・災害対策・健康・自然生態系）、国立環境研究所、福岡管区气象台（予定）、県研究機関（農林業総合試験場、水産海洋技術センター）、県関係部局、政令指定都市・中核市

2 地域適応計画

- 適応センター設置時期に合わせて、平成 29 年 3 月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画」を適応法に基づく地域適応計画として位置づける。
- 県内の気候変動の予測・影響等に関する調査や市町村・事業者団体からの情報収集、上記協議会からの助言等を踏まえ、適応策を検証し地域特性に応じた施策を検討・実施。
- 「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定時期にあたる令和 3 年度に新たな地域適応計画を策定。

4 適応センター設置による効果

- 本県の地域特性（気候・地形、主要農林水産物、人口分布等）に応じた気候変動やその影響に関する情報（現状・予測）を、県及び関係機関が情報共有することにより、効率的・効果的な適応策の検討・推進が可能となる。
- 气象台との連携、専門家からの助言により、適応策の検証と施策への反映が期待できる。
- 気候変動及び適応に関する情報を、市町村、事業者、県民に提供することにより、これら各主体による適応策の推進が期待できる。

〈福岡県気候変動適応センターの役割と機能のイメージ〉

